

岡労発基 0609 第 1 号
岡 運 輸 第 88 号
令 和 5 年 6 月 9 日

岡山県経営者協会会長 野崎 泰彦 殿

岡山労働局長 成毛 節



中国運輸局
岡山運輸支局長 伊藤 雄造



トラック事業者の長時間の恒常的な荷待ち等労働環境改善・取引環
境適正化に向けた取組に対する御理解と御協力のお願について
(発着荷主等)

平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、自動車運転の業務については、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の改正に伴い、令和 6 年 4 月 1 日から、時間外労働の上限を原則として月 45 時間、年 360 時間とし、臨時的な特別の事情がある場合でも年 960 時間とする規制が適用されます。

併せて、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号。以下「改善基準告示」という。）についても、過労死等の防止の観点から見直しを行い、令和 6 年 4 月 1 日から、1 月あたりの総拘束時間を原則 284 時間等とする改善基準告示が適用されます。

しかしながら、上限規制及び改正された改善基準告示を遵守するに当たっては、自動車運転者の業務の特性や物流業界の慢性的な人手不足、荷主等の事業場における長時間の恒常的な荷待ちなど、個々の事業主の努力のみでは解決できない課題があります。例えば、岡山県においても

- ・ 出荷オーダーの当日変更（荷の増加）による長時間の荷待ち。
- ・ 発荷を優先することで着荷側に長時間の荷待ち。

が発生しており、現状のまま上限規制及び改正された改善基準告示を遵守した運行を行った場合には、国内のあるシンクタンクの試算によれば、2030年度に荷物総量の35%が運べなくなるとの推計もあります。

さらに、トラック事業者は国内物流の基幹産業として国民生活を支える重要な役割を担っていますが、新型コロナウイルス感染症の影響や燃料費など世界的な物価高の影響により、大変厳しい経営環境に置かれています。

安定した物流サービスの提供と、上限規制及び改正された改善基準告示の円滑な適用のためには、荷主等と自動車運転の業務を行う事業者とが協力して、労働環境・取引環境そのものを変えていく必要があります。

そのため、自動車運転の業務を行う事業者だけでなく、荷主等の関係者に対しても、あらゆる機会を捉えて、これらの改正事項や労働環境の改善及び取引環境適正化に向けて周知を行うとともに、恒常的な荷待ちを発生させないこと等について労働基準監督署による要請やトラック事業者からコスト上昇分を考慮した運賃交渉の申出がある場合に積極的に応じていただくこと等について関係官署による要請をそれぞれ実施しているところです。

つきましては、荷主等の皆様におかれましては、別添を御活用いただき、トラック事業者が上限規制及び改正された改善基準告示の内容を遵守できるよう、長時間の荷待ちを発生させないこと等について一層の御理解をいただき、傘下会員への周知等に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【参考】関係各省の取組・施策等

- ・我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/buturyu_kakushin/index.html
- ・持続可能な物流の実現に向けた検討会
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sustainable_logistics/index.html
- ・標準的な運賃の告示
https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000213.html
- ・「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト
<https://www.biz-partnership.jp/>
- ・価格交渉促進月間
<https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230228002/20230228002.html>
- ・時間外労働の上限規制-働き方改革特設サイト-
<https://hatarakikatakaiaku.mhlw.go.jp/overtime.html>
- ・トラック運転者の改善基準告示が改正されます！
<https://www.mhlw.go.jp/content/001071672.pdf>
- ・自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト
<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>